

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]						
第 1 章～第 10 章 （略） 第 12 章 雑則 第 64 条～第 73 条 （略） （ahamo インターネット接続サービス等の利用等） 第 74 条 5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限ります。）は、ahamo インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 （略） 3 5 G 契約者（コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。）は、<u>ドコモ mini インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。）を利用することができます。この場合において、ドコモ mini インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</u> 4 当社は、ahamo インターネット接続サービス、<u>ドコモ mini インターネット接続サービス</u>及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 5 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス、<u>ドコモ mini インターネット接続サービス</u>及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 第 75 条～第 84 条 （略） 第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1) (2)及び(3)以外のもの <table><tr><th>種 類</th></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>my daiz（有料・spモード） / my daiz（有料・irumo） / my daiz（有料・ドコモ mini）</td></tr></table>	種 類	(略)	my daiz（有料・spモード） / my daiz（有料・irumo） / my daiz（有料・ドコモ mini）	第 1 章～第 11 章 （略） 第 12 章 雑則 第 64 条～第 73 条 （略） （ahamo インターネット接続サービス等の利用等） 第 74 条 5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限ります。）は、ahamo インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 （略） 3 5 G 契約者（コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。）は、<u>irumo インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。）を利用することができます。この場合において irumo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</u> 4 当社は、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 5 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 第 75 条～第 84 条 （略） 第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1) (2)及び(3)以外のもの <table><tr><th>種 類</th></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>my daiz（有料・spモード）</td></tr></table>	種 類	(略)	my daiz（有料・spモード）
種 類							
(略)							
my daiz（有料・spモード） / my daiz（有料・irumo） / my daiz（有料・ドコモ mini）							
種 類							
(略)							
my daiz（有料・spモード）							

(略)	my daiz (有料・irumo)
(2)～(3) (略) 2 (略) (注) (略) 別表 3 ～ 別表 7 (略) 附 則（令和 7 年 5 月 20 日経企 000600000476-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 5 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりと します。 （irumo インターネット接続サービスに関する経過措置） 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている irumo インターネット接続サービスの料金その他の提供条件に ついては、当社が別に定めるところによります。	(略) (2)～(3) (略) 2 (略) (注) (略) 別表 3 ～ 別表 7 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

附 則（令和7年5月16日経企 000600000427-01 号）
（実施期日）

1 この附則は令和7年6月1日から実施します。
（経過措置）

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ドコモ光移転工事費割引施策の適用）

3 当社は、この附則実施の日から令和7年9月28日までの間において、第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除きます。）に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求（その請求と同時にその I P 通信網サービスの品目を変更する請求をするものを除きます。）を承諾した場合であって、令和8年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（ 1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（ 550円）

4 当社は、この附則実施の日から令和7年9月28日までの間において、第2種契約に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求を承諾した場合であって、令和8年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（ 1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（ 550円）

（1ギガ⇒10ギガ料金プラン変更工事料無料特典の適用）

5 当社は、この附則実施の日から令和7年9月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和8年3月31日までにその承諾に基づく工事（移転に係る請求に伴うものを除きます。）を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費の支払いを要しません。

第1章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

- (1) I P 通信網契約（第 3 種契約を除きます。）に関する通信速度種別に係る品目を 1 G タイプから10 G タイプへ品目変更するとき。
- (2) 一般契約（通信速度種別に係る品目が 1 G タイプのものに限り、第 3 種契約を除きます。以下この附則において同じとします。）の解除と同時に新たに定期契約（通信速度種別に係る品目が10 G タイプのものに限り、第 3 種契約を除きます。以下この附則において同じとします。）を締結するとき、又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するとき。
- (3) 特定 F T T H 事業者が定める契約約款に規定する契約（通信速度種別に係る品目が 1 G タイプのものに限り、第 3 種契約を除きます。）を締結するとき。
- (4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が 1 G タイプであると当社が認めるものに限り、第 3 種契約を除きます。）を締結するとき。
- (その他)
- 6 経企 000600000306-01 号（令和 7 年 5 月 1 日）の附則第 3 項中、「令和 7 年 6 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日」を「令和 7 年 9 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日」に改めます。